

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	副食費価格高騰対策事業	①物価高騰に伴い、副食費保護者負担額を4,500円から4,800円に値上げするが、園児1人につき価格高騰分300円×12月分について町が負担し、子育て世帯を支援する。 (保育士の副食費は含まない) ②賄材料費、補助金 ③公立:300円×12月×301人=1,083,600円 私立:300円×12月×70人=252,000円 ※その他の財源=一般財源348千円 ④園児の保護者、保育施設	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費価格高騰対策事業	①物価高騰による学校給食費の保護者負担を軽減するとともに、食材費の高騰が続く中でも、学校給食摂取栄養基準を踏まえた学校給食の質を確保するために支援金として交付する。 ②補助金 ③支援金の額を1人1食あたり小学校33円、中学校35円とし、各校の年間給食回数を乗じた額を支援する。 ・羽合小学校33円×児童数560人×給食回数189食=3,492,720円 ・東郷小学校33円×児童数243人×給食回数187食=1,499,553円 ・泊小学校33円×児童数127人×給食回数189食=792,099円 ・湯梨浜中学校 35円×生徒数431人×給食回数190食=2,866,150円 ※その他の財源=一般財源2,527千円 ④湯梨浜町立学校給食センター及び泊小学校(児童生徒の保護者) ※教職員の給食費は含まない	R7.4	R8.3
3	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	灯油代等家計負担激変緩和対策事業	①物価高騰による家計への影響が大きい世帯(生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当受給世帯)に対し、灯油代等経済的支援として1世帯7千円を助成する。 ②灯油代等助成費、消耗品費、郵券料、手数料 ③・灯油代等助成7千円×250世帯=1,750千円 ・事務費92千円 消耗品費20千円、通信運搬費27,500円、手数料44,500円 ※その他1,127千円(県支出金:875千円、一般財源:252千円) ④家計への影響が大きい世帯(生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当受給世帯)	R7.4	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営収入保険料緊急支援事業	①収入保険は、農家経営の安定を守るセーフティネットとして大きな役割をはたしている。令和7年1月に収入保険の保険料が増嵩改定されたが、肥料・燃油価格高騰により農業収益が圧迫されるなか、保険料の急激な増嵩は保険の加入意欲減退につながりかねないことから、緩和対策として、収入保険の新規加入者については、保険料の1/6、継続加入者については、保険料上昇分の1/6を助成するものである。 ②補助金 ③【新規加入者】新保険料80,865円×1/6×10人(想定)=134,775円 【継続加入者】保険料上昇分(72人見込)857,491円×1/6=142,919円 ※その他の財源=一般財源1千円 ④収入保険加入者	R7.7	R8.3